

平成26年6月12日
九州地方整備局
大分河川国道事務所

大分川・大野川の河川整備計画を点検します

～第2回大分川・大野川学識者懇談会の開催のご案内～

国土交通省九州地方整備局では、「大分川水系河川整備計画」及び「大野川水系河川整備計画」の点検の実施及び必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関してご意見を頂く場、ならびに整備計画に基づいて実施される事業のうち事業評価の対象となる事業について審議を行う場として「大分川・大野川学識者懇談会」を平成26年3月7日に設立しました。

今般、その第2回懇談会を下記の通り開催致します。

記

- 日時：平成26年6月16日（月）13：00～16：30（予定）
 - ※現地視察（大野川） 13：00～15：00（別紙のとおり）
 - ※会議 15：00～16：30
 - 会議場所：国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 別館2階第1・2会議室
- * 記者席を用意しております。
* 撮影については、冒頭の挨拶までとさせていただきます。その後も傍聴は可能です。

問い合わせ先：九州地方整備局大分河川国道事務所

技術副所長 吉村 俊一

調査第一課長 猪原 浩二

代表 097-544-4167

FAX 097-545-1830

1. 大分川・大野川学識者懇談会について

河川法第16条の二の第3項に基づき、当懇談会の委員は大分川及び大野川に精通した各分野の専門家（8名）で構成されています。

※ 河川法第16条の二の第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

※ 委員名簿は会議当日に配布します。

2. 河川整備基本方針及び河川整備計画について

① 河川整備基本方針

河川法第16条により河川管理者が策定する、長期的な河川整備の最終目標を定めた計画です。

※ 河川法第16条

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めなければならない。

※ 大分川水系河川整備基本方針は平成18年2月14日に策定

(http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/oitagawa-1.pdf)

※ 大野川水系河川整備基本方針は平成11年12月1日に策定

(http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/pdf/oono-1.pdf)

② 河川整備計画

河川法第16条の二により、河川整備基本方針に沿って河川管理者が策定する中期的で具体的な整備の内容を定めた計画です。

※ 河川法第16条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という）を定めておかなければならない。

※ 大分川水系河川整備計画は平成18年11月14日に策定

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/kasen-seibi/h18.10/honbun.pdf>)

※ 大野川水系河川整備計画は平成12年11月27日に策定

(http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/seibi/s25_00.htm)

【事務所位置図】

〒870-0820

大分市西大道1丁目1番71号

